

サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第2号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第3号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、2024年3月29日に、次の公開草案（以下あわせて「2024年3月公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2024年7月31日）。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）

2024年3月公開草案の再審議の結果、2024年3月公開草案の提案を修正することとした内容のうち、指標の報告のための算定期間に関する論点については、当委員会が改めてコメントを求めることが適切であると考えたことから、当委員会は、2024年11月29日に、次の公開草案（以下「2024年11月公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2025年1月10日）。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第2号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第3号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」

2. コメント募集期間

- 2024年11月29日から2025年1月10日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（2025年3月5日公表）（以下「適用基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（2025年3月5日公表）（以下「一般基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（2025年3月5日公表）（以下「気候基準」という。）

以下、これらをあわせて「本基準」又は「SSBJ基準」という。

4. 用語の定義

本資料では、次の省略定義を用いている。

| 省略定義 | 省略前 |
|------------------|--|
| ISSB | 国際サステナビリティ基準審議会 |
| IASB | 国際会計基準審議会 |
| ISSB 基準 | IFRS サステナビリティ開示基準 |
| IFRS S1 号 | IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」 |
| IFRS S2 号 | IFRS S2 号「気候関連開示」 |
| GHG プロトコル（2004年） | 温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年） |
| 温対法 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」 |

5. コメント提出者一覧（到着順）

| | 提出者名 |
|----|---|
| 1 | 大和証券株式会社 |
| 2 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| 3 | 公益社団法人 日本証券アナリスト協会 |
| 4 | 東急不動産ホールディングス株式会社 |
| 5 | PwC Japan 有限責任監査法人 |
| 6 | 竹村 純也 |
| 7 | SG ホールディングス株式会社 |
| 8 | Impax Asset Management |
| 9 | Boston Trust Walden Company |
| 10 | CDP Worldwide |
| 11 | 一般社団法人 日本鉄鋼連盟 |
| 12 | 有限責任監査法人トーマツ |
| 13 | 日本証券業協会 |
| 14 | 株式会社プロネクサス IR コンサルティング部 |
| 15 | 一般社団法人不動産協会 |
| 16 | International Corporate Governance Network (ICGN) |
| 17 | EY 新日本有限責任監査法人 |
| 18 | 有限責任 あずさ監査法人 |
| 19 | 服部 隆 |

| | 提出者名 |
|----|---|
| 20 | 一般社団法人 日本経済団体連合会 |
| 21 | 日本公認会計士協会 |
| 22 | Asian Corporate Governance Association (ACGA) |
| 23 | 公益社団法人 関西経済連合会 |
| 24 | 電気事業連合会 |
| 25 | Principles for Responsible Investment (PRI) |
| 26 | 加藤 俊治 |
| 27 | University Pension Plan Ontario (UPP) |

6. コメントの概要とその対応

以下は、コメントの概要と当委員会のそれらに対応するコメントです。

「コメントの概要」には、2024年11月公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、当委員会で分析を行っています。

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------------------------------------|--|---|
| 2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するコメント | | |
| <p>1) 2024年11月公開草案の提案の方向性を支持する。</p> | <p>2024年11月公開草案における再提案の内容に同意する。</p> <p>2024年3月公開草案に対する我々の意見書では、質問4(温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告)について、SSBJの提案に反対するとした上で、次のようにコメントした。</p> <p>「温室効果ガス排出量の報告については、報告期間の一致を原則とすることを強く要望したい。財務諸表の報告期間と異なる期間で開示される場合、炭素強度(排出量/売上高)等の原単位指標の有用性が大きく低下する。温対法に基づく算定期間の排出量≒報告期間の排出量と看做すことも可能かもしれないが、企業買収があった年度、操業度が大きく変化した年度、企業の温室効果ガス排出量の削減目標が野心的でかつ報告期間による差異が大きい場合等においては、両者に大きな差が生じるため、財務指標と関連づけた増減等の分析が困難になる。</p> <p>関連する財務諸表との同時報告の趣旨からも、原則として報告期間の一致を要求すべきである(ただし、リスク及び機会への影響が比較的少なく、重要性が乏しい場合については、報告期間の一致を要求しなくてもよいとする措置も考えられる)。報告期間の一致については、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のみならず、他の要求事項についても原則とすべきである。」</p> <p>本公開草案における再提案の内容は、我々のコメントである「温室効果ガス排出量の報告については、原則として報告期間の一致を要求すべきである」及び「報告期間の一致につ</p> | <p>2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|----------|
| | <p>いては、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のみならず、他の要求事項についても原則とすべきである」に応えた修正であることから、強く賛同する。</p> | |
| 同 上 | <p>The PRI understands that the ED’s proposal largely:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Provides that if the calculation period for the reporting of metrics is not the same as the reporting period of the sustainability-related financial disclosures (and the related financial statements), priority will be given to aligning the period. • The proposed requirement will require the calculation period to be adjusted using a reasonable method to align the calculation period with the reporting period of sustainability-related financial disclosures (which, according to the “Application of the Sustainability Disclosure Standards”, must align with that of the statutory financial report). <p>The PRI’s positions from the previous consultation align with this proposal. We noted that:</p> <ul style="list-style-type: none"> • The PRI supports the proposal to allow for entities to report information based on the calculation period for the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures provided requirements on maximum discrepancy and declaration of the matter were met. • However, to ensure the decision-usefulness of reported metrics for investors, and building upon fundamental accounting principles, PRI also recommended that where entities implement this provision, they should also be required to provide an estimate of the metrics over the period covered by the financial statement, with a disclaimer and cross reference to the relevant law or regulation mandating reporting of the metric over a different period. <p>PRI is a strong advocate for the adoption of both ISSB Standards by governments around the world. This is because the ISSB Standards are underpinned by the structure and concepts of accounting standards from the International Accounting Standards Board (IASB) and build on the Financial Stability Board’s Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) recommended framework, among other well established voluntary sustainability reporting frameworks. The ISSB Standards have also been endorsed by the International Organization of Securities Commissions (IOSCO). A strong global baseline that enables comparability and consistency amongst the reporting outputs across jurisdictional standards will provide investors</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>across the globe with decision-useful sustainability information.</p> <p>This proposal by the SSBJ will bring reporting by Japanese entities one step closer to being functionally aligned with the ISSB Standards – the PRI is very supportive of this outcome.</p> | |
| 同 上 | <p>Earlier this year, ICGN welcomed the SSBJ’s efforts to develop sustainability disclosure standards functionally aligned with the International Sustainability Standards Board’s (ISSB) Standards. ICGN supports the ISSB’s mission to develop a global baseline of sustainability-related corporate disclosures. Investors have been calling for comparable, reliable, and verifiable corporate sustainability disclosures grounded in financial materiality to make informed investment and stewardship decisions, and for their own reporting to beneficiaries.</p> <p>We welcome the SSBJ’s proposal not to allow different reporting periods for sustainability-related financial disclosures and related financial statements, including for entities subject to reporting on greenhouse gas (GHG) emissions under the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures, as we recommended in our July 2024 letter. A single reporting period ensures that investors are provided with timely and cohesive information.</p> | 同 上 |
| 同 上 | 本提案に賛成する。実務上の負荷を削減する提案と考えられる。 | 同 上 |
| 同 上 | SSBJ の提案に賛成 | 同 上 |
| 同 上 | <p>We support the SSBJ’s clarification that reporting companies must adjust the calculation period for the reporting of metrics if it is not the same as the reporting period for sustainability-related financial disclosures and the related financial statements. Given the proposed SSBJ Sustainability Disclosure Standards seek only to include material sustainability-related financial information on significant sustainability-related risks and opportunities, we believe it is necessary that reporting occurs in parallel with traditional financial reporting. Doing so enables investors to integrate such information more readily and accurately within investment decision making. Notably, IFRS S1 already provides transition relief on this issue to enable jurisdictions and companies to adequately prepare.</p> <p>Investors and companies both need credible risk information to make prudent financial decisions. In practice, for both investors and companies, it is challenging to integrate sustainability-related</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|----------|
| | <p>financial information into decision-making processes comprehensively and holistically without considering this information in tandem with financial statements. Moreover, requiring sustainability-related financial disclosures be provided alongside the financial statements enhances the likelihood of assurance, maximizing user trust and confidence in the information disclosed.</p> <p>Relatedly, we support the proposed removal of paragraph 71 of the Application ED and paragraphs 53 and 54 of the Climate ED, which allowed for deviations in the calculation and reporting periods of certain metrics. While we recognize these allowances were introduced to reduce the data collection and reporting burden for companies where local regulations require a different data calculation period than the reporting period for corporate sustainability-related disclosures (and the related financial statements), we believe this jurisdictional deviation from the requirements of IFRS S1 would hinder the consistency and comparability of financially material, decision-useful sustainability-related information on a global basis. Again, it is challenging for both investors and companies to integrate sustainability-related financial information into decision-making processes comprehensively and holistically if the reporting period is not directly aligned with corresponding financial statements.</p> | |
| 同 上 | <p>UPP strongly supports the development of the Exposure Drafts and the full adoption of ISSB Standards. It is critically important that jurisdictions around the world adopt a consistent and comparable global baseline of climate-related and sustainability-related financial disclosures to meet the needs of capital and financial markets. We welcome the SSBJ work on incorporating investor responses to the exposure drafts to further align the proposed standards with ISSB recommendations.</p> <p>Further to our letter dated July 31st, 2024, UPP is supportive of the proposed changes to the calculation period for the reporting of metrics. This is an important development ensuring that there will be no significant differences between the sustainability-related reporting period and the calculation period of GHG emissions under the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures. Without this change some reporting entities might have had a difference of over one year in the reported data.</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| 同 上 | <p>本提案に賛成する。本基準の目的のひとつである「国際的な比較可能性の確保」という観点において、国際基準である ISSB と整合した指標の報告（温室効果ガス算定期間を財務諸表の報告期間と合わせる）は目的に資すると考えられる。明確に定義することにより有用な開示を進める一助になると思われる。</p> | 同 上 |
| 同 上 | <p>当協会は、指標の報告のための算定期間が、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と一致しない場合、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間に合わせることを明確にするという本提案に同意する。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示が財務諸表を補完するものであり、両者の一体的な利用を通じて意思決定に有用な情報の提供を望む投資家のニーズに応えるという目的を達成する観点から、サステナビリティ情報と財務諸表とがつながりのある形で開示されることが極めて重要である。この観点からは、両開示の報告期間の一致は根本的な問題であり、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を策定する際、財務諸表の報告期間と一致した開示を求めた経緯を考えると、コア コンテンツを構成する指標の算定期間が報告期間と整合的であるかどうかは、情報の有用性を大きく左右する問題である。</p> <p>また、報告期間の不一致がある場合に財務情報との結合性が大きく損なわれることが懸念される。仮に、サステナビリティ情報における指標の算定期間が財務諸表の報告期間と異なる場合、原単位情報に期ずれが生じ、年度単位で正しく把握できないことなどによって、情報の有用性が損なわれる。さらに、温室効果ガス（以下「GHG」という。）の種類によって算定期間が異なるため、集計した際に、複数の算定期間で算定された測定値が合算される点も問題と考える。</p> <p>企業が晒される気候関連のリスクによっては、GHG 排出量の情報は重要な経営情報と</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>なる。そのような状況では、信頼性のある排出量情報を適時に把握する必要があると考えられ、特に重要性の高い排出源については月次管理・モニタリングを実施することが望ましく、そのための情報収集プロセスを構築することが期待される。適切な情報収集プロセスが構築された後には、月次報告のためのデータ収集は過大なコストを伴うものではないと考えられる。他方、少量排出源に関しては、重要性の判断による簡便的な方法（例えば、法令上の報告期間データの採用）によることも可能であると考ええる。</p> <p>以上の考えから、当協会は、本公開草案の提案に賛成する。</p> | |
| 同 上 | <p>【意見】 同意する。</p> <p>【理由】 適用基準案第 31 項(3)は、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表の情報との間のつながりを求めており、両者の算定・報告期間に差異がある場合には、関連する項目間のつながりが希薄となり、投資家など主要な利用者にとっての情報の有用性が低下する。このため、温対法に基づく測定値の報告を選択する場合であっても、温室効果ガス排出量の算定期間を関連する財務諸表の報告期間と一致させることを要求する本公開草案の提案に賛成する。</p> | 同 上 |
| 同 上 | 本提案に賛成する。ISSB 基準とより整合した提案であると考えられる。 | 同 上 |
| 同 上 | <p>同意する。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものである。そのため、国際サステナビリティ基準審議会が公表した IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）との整合性の観点から、関連する財務諸表と同じ報告期間の情報を同じタイミングで提供することが求められるべきと考えられる。また、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業における ISSB 基準との同時準拠の実現の観点からもサステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の報</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>告のための算定期間は一致させるべきと考えられる。</p> <p>本公開草案は、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならないとすることとしており、ISSB 基準と整合的なものと考えられるため、本公開草案について同意する。</p> | |
| 同 上 | <p>同意する。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであると考えられるとされている（「サステナビリティ開示基準の適用（案）」BC26 項）。このため、サステナビリティ関連財務開示が、財務諸表とつながりのある形で開示されることは極めて重要と考えられる。</p> <p>仮に指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び財務諸表）の報告期間と一致しておらず、これにより報告される指標に重要な相違が生じる場合、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表の情報の間につながり（適用基準案第 31 項(3)）が失われ、開示情報の有用性が全体として損なわれると考えられる。</p> <p>こうした点を踏まえ、本公開草案における再提案の内容に同意する。</p> | 同 上 |
| 同 上 | <p>As we addressed in the first consultation, the alignment of reporting period between financial and non-financial data is critical for investors and broader stakeholders to assess environmental and financial performance data. The SSBJ standards need to ensure the usefulness of the disclosed information to avoid creating market confusion and enhance access to capital. Therefore, CDP supports the overall goal of the revised proposal to ensure that financial and non-financial data is disclosed for the same reporting period, as we believe that this would best facilitate the create of comparable, decision-useful data sets that markets rely on for the transition to a low-carbon, earth-positive economy.</p> <p>It is critical that we leverage the disclosure mechanism and environmental data to help us drive transparency and meaningful actions. These efforts are undermined by gaps in how and when financial and non-financial data are reported, as these gaps can obscure the connections between environmental factors and financial performance. We are encouraged by SSBJ's plan to produce</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|--|--|--|
| | <p>guidance indicating best practices in reconciling the reporting periods for financial and non-financial data, as this will help ensure a common baseline and create a level playing field. We believe that continued dialogue will enable SSBJ to strike the right balance between practicality for preparers and value for data users. We look forward to better understanding SSBJ's proposed approach to ensuring consistency in the alignment of reporting cycles.</p> | |
| 2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するものの、追加の対応の検討を要望するコメント | | |
| <p>2) 2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するものの、追加の対応の検討を要望する。</p> | <p>本公開草案における再提案の内容に同意する。</p> <p>2024年7月29日に提出したSSBJの公開草案の質問4に対する当協会のコメントでは、温対法の対象企業が当該制度に基づき測定した温室効果ガス排出量の報告を選択する場合、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と異なる期間の情報が開示され、利用者にとっては情報の有用性が低下する懸念があること、また温対法の改正等について関係省庁間で議論を行うようSSBJとしても働きかけを行って頂きたい旨のコメントを行った。短期的には温対法等の改正が難しい中、再提案の内容はISSB基準と整合し、利用者の上記懸念を解消するものである。</p> <p>ただし、再提案に関して、以下3点の検討をお願いしたい。</p> <p>第一に、期間調整の方法には様々な方法があることは理解するが、作成者の開示負担の軽減のため、期間調整の「合理的な方法」について例示の拡充をお願いしたい。</p> <p>第二に、期間調整の有無およびその方法についての開示は不要であることを明らかにして頂きたい。</p> <p>第三に、SSBJの公開草案の質問11に対してコメントした通り、温室効果ガス排出量については、SSBJ基準の開示や温対法の報告のほか、参加の義務化が見込まれるGXリーグでは開示に加えて排出量の多寡が企業財務に影響を与える可能性も想定されるところ、3つの制度の細かな違いによる重複作業の負担を減らすことも検討すべきと考える。ISSB基準との整合性を確保した上で、一括した算定、報告及び公表が可能となるよう、制度間の協調に向けてSSBJからも関係省庁に働きかけを行って頂きたいことを改めて申し上げ</p> | <p>2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するものの、次の3点について検討を要望するコメントである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 期間調整の「合理的な方法」の例示の拡充 (2) 期間調整の有無及び期間調整の方法についての開示は不要であることの明確化 (3) 制度間の協調に向けての働きかけ <p>上記(1)のコメントについては、優先順位を踏まえ、解説記事等により情報を提供することを検討する。</p> <p>上記(2)のコメントについては、当委員会は、ISSB基準との整合性の観点から、「サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」「この定めに従い、指標の報告のための算定期間についても、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|-----------|--|
| | <p>る。</p> | <p>務諸表)の報告期間を対象とすることになると考えられる。」と定めることとし、ISSB基準に記載されていない「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることとした。</p> <p>このため、「合理的な方法により期間調整を行う」という定めを置かない場合、基準における論理構成上、そもそも「期間調整の有無及び期間調整の方法に関する開示は不要である」との記載はできないことが考えられる。</p> <p>なお、適用基準案第23項では、サステナビリティ開示基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないと提案している。期間調整の有無及び期間調整の方法に関しては、企業の実態に応じて、利用者が気候関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで必要な情報かどうか判断することになると考えられる。</p> <p>上記(3)のコメントについては、2024年</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|--|
| | | 3月公開草案に対して寄せられたコメントと同様に、金融庁等の当局に伝える。 |
| 同 上 | <p>We appreciate SSBJ’s efforts to enhance the sustainability disclosure standards and recognise the importance of aligning the calculation period for reporting metrics with the sustainability-related financial disclosures. If the calculation period does not match the reporting period, companies will be required to adjust their calculation methods to ensure consistency. While SSBJ has not specified what constitutes a "reasonable method" for this adjustment, we note that it plans to provide non-authoritative guidance on best practices in the future.</p> <ul style="list-style-type: none"> • Support for alignment <p>We support the proposal that emphasizes alignment between the calculation period and reporting period. This approach not only enhances transparency but also reduces confusion among users of sustainability reports. By ensuring that metrics reflect the same timeframe as financial disclosures, it would provide a comprehensive view of an organization's sustainability performance which is consistent with the financial reporting that is provided.</p> <ul style="list-style-type: none"> • Concerns regarding implementation <p>While we agree with the proposed adjustments, we urge SSBJ to provide clear guidance on what constitutes a "reasonable method" for adjusting calculation periods. The lack of specific guidelines may lead to inconsistencies in application across different reporting entities. SSBJ may consider educational materials that would help guide entities on best practices when making these adjustments.</p> <ul style="list-style-type: none"> • Feedback on GHG Emissions Reporting <p>We acknowledge the need for flexibility in methods used regarding GHG emissions reporting, especially when they differ from those prescribed by the GHG Protocol (2004). However, it is crucial that any alternative methods should adhere to principles of accuracy and comparability, ensuring that reported figures remain reliable and meaningful.</p> <ul style="list-style-type: none"> • Conclusion <p>We commend SSBJ for its proactive approach in revisiting these proposals based on stakeholder</p> | <p>2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するものの、次の2点について検討を要望する趣旨のコメントである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するものの、SSBJ 基準案において期間調整の「合理的な方法」が示されていないため、将来的にベスト・プラクティスとなる期間調整の「合理的な方法」の具体的なガイダンスの提供の検討を要望する。 (2) 「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法により測定することを選択する場合でも、正確性及び比較可能性の原則を遵守し、報告値に信頼性があり有意なものとなることを確保することが重要である。 <p>上記(1)のコメントについては、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB 基準との整合性の観点から、ISSB 基準に記載されていない、「合理的な方法により期間調整を行う」という提案につい</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|--|
| | <p>feedback. Thank you for the opportunity to provide these further comments and for considering our input. We and our members look forward to finalisation of the reporting standards to enhance sustainability reporting standards in Japan and welcome further opportunity to share our views or discuss these matters if there are any other queries.</p> | <p>て取り下げることとした。</p> <p>ガイダンスについては、優先順位を踏まえ、解説記事等により情報を提供することを検討する。</p> <p>上記(2)のコメントについては、適用基準案において、ISSB 基準の「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」に関する定めを取り入れているため、ISSB 基準と同様に、正確性及び比較可能性は「GHG プロトコル (2004 年)」により測定する場合であっても「GHG プロトコル(2004 年)」とは異なる方法により測定する場合であっても、同じように求められることになる（正確性は基本的な質的特性である忠実な表現の要件の 1 つであり、比較可能性は補強的な質的特性の 1 つである。）。そのうえで、気候基準を適用するにあたって、適用基準及び一般基準を同時に適用しなければならないと定めることを提案している。このため、2024 年 3 月公開草案及び 2024 年 11 月公開草案の提案を変更しないこととした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-----------------------------|---|---|
| 提案の一部について修正を要望するコメント | | |
| <p>3) 提案の一部について修正を要望する。</p> | <p>【意見】 本提案に対して反対する。</p> <p>【代替案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ISSB と同等の記載とし、ISSB 基準より厳格となる BCX1~3 は不要ではないか。既に公開草案において、IFRS と同様に第 66 項、BC153・154 項の記載があるなかで、IFRS にはない測定方法の選択適用に関する BCX1~3 を追加すると、IFRS との同等性が崩れるとともに、条文の建付けが分かりにくくなる。 また可能ならば、サステナビリティ情報の性質、実務者負担を考慮し、温対法に基づく報告の場合、公開草案のように直近報告値をマストにするという記載に戻す必要はないが、報告期間と算定期間を合わせた値、もしくは直近報告値のいずれも容認すべき。 <p>【理由】</p> <p><ISSB 基準との整合性></p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS S2 号 BC115 では、測定方法が原則法である GHG プロトコル(2004)であれ代替法(法令または取引所が要求する測定方法)であれ企業が自身の報告期間と異なる期間の温室効果ガス排出情報を使用することが許容されている。一方、SSBJ の再提案 BCX1 では、代替法についてサステナビリティ関連財務開示が財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを求めている。ISSB 基準には代替法における期間の一致を求める規定がなく、SSBJ が ISSB 基準よりも厳格な基準を設けているように見えるため、ISSB との整合性を考慮し、SSBJ も同様の記載をすべき。 <p><サステナビリティ情報の性質></p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ情報と財務諸表のつながりを重視して期間を合わせるとあるが、温室効果ガス排出量等の非財務情報は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補 | <p>2024 年 11 月公開草案の提案に反対し、次の 2 点を提案する趣旨のコメントである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ISSB 基準との整合性の観点から、ISSB 基準に記載されていない気候基準案 BCX1 項から BCX3 項の内容は不要ではないか。 可能であれば、温対法に基づく報告の場合、算定期間を報告期間にあわせた報告値のみならず、温対法に基づき報告した直近の報告値についても容認すべきではないか。 <p>上記(1)のコメントについては、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB 基準との整合性の観点から、ISSB 基準に記載されていない、「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることとした。</p> <p>上記(2)のコメントについては、温対法に基づき報告した直近の報告値の使用を認めた場合、期間の不一致を認めることとなるため、SSBJ 基準に準拠している開示は ISSB 基準に準拠していないとの印象を国</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|---|
| | <p>完する情報であり、そもそも直ちに企業の価値を左右するものではなく、中長期的なトレンドで評価されるべき。</p> <p><実務の未成熟／企業負担></p> <p>① 財務報告期間と同一期間で GHG 排出量を算定し、集計・検証の早期化が必要となり、事業者にとってはコスト、人的リソースで大きな負担となる。特に年度会計としている企業においては、現実として、年度末および明けは他業務の負荷が集中すること、日本では 4～5 月に長期休暇期間がある事についても、ワークライフバランスの観点から考慮すべき。</p> <p>② 今後、報告企業が関連する財務諸表と同じ報告企業となることが求められており、重要性判断により対象企業を絞ることは認められるにしても、現在より報告企業の対象が増えることが見込まれ、情報の集約に時間がかかる。</p> <p>③ 報告企業に中小企業等も含まれることから、算定にかかる十分な戦力を有さない企業もあり得る。法令理解や集計／算定スキルをもった人材育成期間も考慮すべき。</p> <p>④ サステナビリティ関連財務開示のみならず、温対法の報告、GX-ETS の本格的運用が始まりその算定、保証取得等にも多大な労力を要する。今後更に対応必要な制度が増加、変更する事を念頭に、検証/報告内容の一本化※を検討すべき。(※一度の検証および一か所への報告／入力を実施する事により、各必要情報へ自動編集、報告、公開されるような仕組み作り)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> たとえ、「温対法における直近報告値（1 年前数値）で報告したとしても、乖離期間の間に大きな変更があった場合はその影響を開示」することとなっており、財務情報との繋がり是一定程度公開草案でも担保され、今回のパブコメの背景にあるような投資家の意思決定においての情報の有用性は確保できている。「直近実績報告値を使用しなければならない」という必須要件記載は ISSB 基準との同等性の観点からも望 | <p>内外の関係者にもたれる可能性があると考えられ、結果として SSBJ 基準を適用することの便益が減少する可能性があると考えられる。</p> <p>また、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定することを認めている中で、期間の不一致を認めた場合、開示のパターンが複雑化し、理解が困難となる可能性が考えられる。具体的には、スコープ 1 からスコープ 3 の中で測定方法及び指標の算定期間が異なる可能性や、親会社と子会社の測定方法及び指標の算定期間が異なる可能性があり、報告企業の中で開示が複雑になることや、当該企業の期間比較が困難となる可能性が考えられる。このため、温対法に基づき報告した直近の報告値による開示を求める気候基準案第 53 項を削除することとした。</p> <p>また、左記のコメントには、我が国における制度設計（保証を含む。）及び他の省庁との連携に関するコメントも含まれているが、当委員会が法令等を改正するものではないため、金融庁等の当局に伝える。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|---|
| | <p>ましくないことは理解するものの、「直近実績値の使用+乖離期間に重要性ある変動が生じた場合の影響開示」という手法もありうるような開示制度設計は必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来的に保証制度が導入されることも考慮する必要となる。また、法制化に伴い、第三者保証機関の負荷もより同時期に集中する事が予想される。第三者保証機関への支援（第三者保証機関そのものの増や技量を持った人の増など）も考慮していく必要がある。 仮に、今回の修正案を変更できない場合でも、法制化された場合の適用開始時期や罰則（セーフハーバー・ルール導入）、保証のあり方については本委員会とは別に議論されるのかもしれないが、上記企業の過度な負担の観点から、十分な経過措置や恒久的な二段階開示を認めるべきであり、また保証に関しては、合理的保証ではなく当面、限定的保証とすべき。 | |
| 同 上 | <p>IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」第 64 項「企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」と整合した提案であり、賛成する。</p> <p>気候基準案の再提案の BCX3「ここで、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の開示目的を満たす開示を作成するにあたり、」の「開示目的」という用語について、公開草案では、「一般基準案」、「気候基準案」の 4 つのコア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）に対してのみ使用されている。「開示目的」を使用すると対象範囲や意味が限定されて解釈されるおそれがあるため、「目的」に変更することが考えられる。（適用基準案の再提案の BCX2 についても同じ）</p> <p>再提案の結論の背景の BC9 における「「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いて測定することを認めることにより作成者のコストを低減することと、指標の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることのいずれを優先すべきかに関して、IFRS サステナビリティ開示基準は必</p> | <p>2024 年 11 月公開草案の提案の方向性を支持するものの、2024 年 11 月公開草案において示した気候基準案 BCX3 項の表現の再検討を要望するコメントである。</p> <p>2024 年 11 月公開草案において示した気候基準案 BCX3 項及び適用基準案 BCX2 項については、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB 基準との整合性の観点から、ISSB 基準に記載されていない、「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることとしたことを踏まえ、同様に取り下げることとした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|--|
| | <p>ずしも明らかにしていないと考えられることが確認された。」との認識には賛同しない。</p> <p>IFRS S1 では、開示の負担を緩和するため、「リスク及び機会の識別」など限定した項目に対し、「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」との規定をおいている (IFRS S1.BC9)。当該、「過大なコストや労力」に配慮した規定は、「指標及び目標」に対しては設けられていない(なお、IFRS S2 号「気候関連開示」においても、当該、「過大なコストや労力」に配慮した規定は、「「スコープ 1」及び「スコープ 2」の温室効果ガス排出の測定」に対しては設けられていない (IFRS S2.BC15))。よって、「指標及び目標」については、IFRS S1.64 に従い、「企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。」との定めが優先されると考える。</p> | <p>なお、左記のコメントにおける「過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」という ISSB 基準及び 2024 年 3 月公開草案における定めは、開示の作成に用いる情報の収集に関する定め (考慮すべき情報の種類や、そのような情報を入手するために必要な労力の範囲を決定する際の定め (気候基準案 BC55 項)) であり、測定方法に関する定めではないため、合理的で裏付け可能な情報に関する要求事項にスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出が含まれないことをもって、指標の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示 (及び関連する財務諸表) の報告期間にあわせることを優先すると結論付けることは難しいことが考えられる。</p> <p>また、測定方法については、IFRS S2 号 BC88 項において、「GHG プロトコル (2004 年)」を用いることで、追加のコストが生じる可能性があるという問題に対応するため、ISSB は、企業が法域の当局又は当該企業が上場している取引所によって自身の温室効果ガス排出を測定するために</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------------------------------|---|---|
| | | <p>「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いることが要求される場合、企業は当該方法を用いることが容認されることを確認した、との記載があるものの、当該記載は、指標の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせる必要がないとまでは必ずしも明らかにしていないと考えられる。</p> |
| <p>4) 言葉遣いの一部について修正を要望する。</p> | <p>1. 本提案の内容について 報告期間を原則同じとすべきとの公開草案でのコメント趣旨に沿うものであり、賛成・歓迎いたします。</p> <p>2. 「報告期間にあわせる」表記について 但し、以下文案中の「報告期間にあわせる」については、「報告期間に合わせる」と表記するのが一般的ではないかと思われ、若干違和感を感じますが、ひらがな表記としなければならない理由があるのでしょうか。ユニバーサル基準などで多用されている「あわせて」についても公用文では、接続詞は「あわせて」、副詞は「併せて」と使い分けるのが一般的ですが、全てひらがな表記になってますので。一方、動詞である「あわせる」については、一般的に公用文等で使用される漢字表記にされたほうが、同音異義語の多い日本語としては、より読みやすくなるのではないのでしょうか。</p> <p>（結論の背景）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候基準案 <p>「BCX1.「適用基準」は、サステナビリティ関連財務開示が、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを要求している（「適用基準」第 70 項）。この定めに従い、指標</p> | <p>2024 年 11 月公開草案の提案の方向性を支持するものの、「あわせて」という表記を品詞により使い分けることを提案するコメントである。</p> <p>SSBJ 事務局において、動詞、副詞、接続詞などの品詞によらず、平仮名で書き下す運用としているため、2024 年 11 月公開草案の提案を変更しないこととした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-----------------------------|--|--|
| | <p>の報告のための算定期間についても、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用基準案 <p>「BCX1.本基準は、サステナビリティ関連財務開示が、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを要求している（第70項参照）。この定めに従い、指標の報告のための算定期間についても、合理的な方法により期間調整を行い、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることとなる。」</p> | |
| 追加の開示を求めることを要望するコメント | | |
| <p>5) 追加の開示を求めるべきである。</p> | <p>【気候基準案】 この修正は、サステナビリティ関連の開示と関連する財務諸表の間の接続性を改善するのに役立ちます。</p> <p>【適用基準案】 計算期間の調整方法が明確に開示されている場合にのみ同意します。</p> | <p>2024年11月公開草案の提案の方向性を支持するものの、期間調整の方法に関する開示を要求すべきとの趣旨のコメントである。</p> <p>当委員会は、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB基準との整合性の観点から、ISSB基準に記載されていない、2024年11月公開草案における「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることにした。左記のコメントは、「合理的な方法により期間調整を行う」定めを置くとの提案に基づく要望と考えられることから、追加の開示を求める定めを追加しないことにした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------------------------------------|--|---|
| 同 上 | <p>反対の理由と代替案は以下の通りです。 (反対の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候基準案から 53、54 項を削除し、BCX1~3 を追加した結果、温対法を利用する開示企業の排出量は合理的な期間調整後の数字だけが開示されるようになると思われます。すると、原則通り GHG プロトコルに従って FS・サステナ情報と同じ報告期間に基づく排出量を開示する企業と見分けがつかなくなると思います。 ・ 投資意思決定者にとって、期間調整されている排出量とそうでない原則法の排出量とでは、開示された数字に対する信頼性が異なるのではないかと考えられます。期間調整された数字であること、その期間調整が合理的であることの開示は投資意思決定に重要ではないかと考えます。 ・ 従って、以下のような追加情報の開示（代替案）を要すると考えます。 ・ FS・サステナ情報と排出量の報告期間が異なる旨と月数、その理由(根拠法令等)、期間調整の内容、期間調整が合理的であるとする根拠 | <p>サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、企業が期間調整を行っているかどうかが開示上明確になるように、追加の開示を求めることを要望するコメントである。</p> <p>当委員会は、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB 基準との整合性の観点から、ISSB 基準に記載されていない、2024 年 11 月公開草案における「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることにした。左記のコメントは、「合理的な方法により期間調整を行う」定めを置くとの提案に基づく要望と考えられることから、追加の開示を求める定めを追加しないことにした。</p> |
| 2024 年 11 月公開草案の提案を支持しないコメント | | |
| 6) 2024 年 11 月公開草案の提案を支持しない。 | <p>本公開草案に関連するサステナビリティ情報開示の目的は、情報の利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり、当該企業のサステナビリティに関連するリスク及び機会に関する有用な情報を提供することであるが、気候関連で経済社会的により重要なのは、先ず各企業が温室効果ガス排出量の削減に取り組む事であり、企業内のリソースが限られる中において、それに関する温室効果ガス排出量の算定と報告は効果的かつ効率的に行われなければならない。コネクティビティの観点からは、会</p> | <p>コネクティビティの観点からは、会計期間とサステナビリティ情報の報告期間は完全に一致していることが望ましいものの、2024 年 11 月公開草案の提案に反対し、次を提案する趣旨のコメントである。</p> <p>(1) ISSB 基準との整合性確保の観点か</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|---|
| | <p>計期間とサステナビリティ情報の報告期間は完全に一致していることが望ましいものの、以下の理由により本提案に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書の開示（3月決算会社の場合は6月）までに前年度の温室効果ガス排出量を取り纏めることは、今後保証の義務付けも見据える中で実務上の対応が難しく、温対法に基づく温室効果ガス排出量の開示を可能とする場合、直近報告値での開示を可能とすべきである。算定と報告について企業側に過度な負担を強いる制度設計にしてしまえば、本来注力すべき温室効果ガス排出量を削減するための具体的なアクションに割くべき企業側のリソースが減ってしまうリスクを孕む。 報告期間の差異については、実績が確定したところで（法定書類ではないものの）企業のウェブサイト等で開示することも可能であり、差異の縮小に向けた具体的な取り組みも可能と考える。そもそも温室効果ガス排出量等の非財務情報は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足・補完する情報であり、直ちに企業価値を左右するものでもなく中長期的なトレンドで評価されるべきものである。 SSBJ 基準による開示のほか、温対法や GX リーグ等、類似した目的にも拘わらず、一定の企業には、各基準や法令に応じた開示がそれぞれ求められる事になる。各制度の細かな違いによる重複作業の負荷は可能な限り削減することが、制度の浸透を図り、開示の質を向上させる観点からも望ましい。また、投資家にとっても同様の数値が複数開示されることは効率的な意思決定判断を阻害する可能性がある。 <p>本公開草案の提案は、測定方法の選択適用に限って期間の一致に関する規定を定めているが、ISSB 基準には該当記載はなく SSBJ 基準が ISSB 基準より厳格化された定めと認識されかねない。ISSB 基準との整合性確保の観点からは、BCX1～3 については追加すべきではないと考える。</p> <p>一括した算定・報告・公表が可能となるよう、制度間での協調に向けて SSBJ からも関係省庁へ働きかけることを期待する。例えば、温対法・GX リーグで GHG プロトコルの</p> | <p>らは、気候基準案 BCX1 項から BCX3 項については追加すべきではないと考える。</p> <p>上記(1)のコメントについては、当委員会は、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB 基準との整合性の観点から、ISSB 基準に記載されていない、2024 年 11 月公開草案における「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることとした。</p> <p>なお、左記のコメントには、我が国における制度設計（保証を含む。）及び他の省庁との連携に対するコメントも含まれているが、当委員会が法令等を改正するものではないため、金融庁等の当局に伝える。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|---|
| | <p>データも活用できる制度設計を目指す事が効果的と考える。ただし、制度間の協調を検討するにあたっては、それぞれの制度の趣旨や経緯を十分に認識し、いずれの制度の意義が一方的に損なわれないよう丁寧に議論を行う必要がある。既存の法令である温対法では、実務負荷も考慮した上で報告期間の規定を定めたと理解しており、その趣旨は尊重されるべきである。</p> | |
| 同 上 | <p>以下の理由から、再公開草案の提案（以下「本提案」という）に強く反対する。 （代替案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本提案を撤回して、公開草案（気候関連開示基準案（以下「気候基準案」という）及びサステナビリティ開示基準の適用案（以下「適用基準案」という）の規定（気候基準案第 53 項及び第 54 項、適用基準案第 70 項及び第 71 項）に戻すべきである。 ・ ただし、公開草案（気候基準案）第 53 項については、温対法により測定した温室効果ガス（GHG）排出量を報告することを選択した場合、「直近のものをを用いなければならない。」となっているが、これを「直近のものをを用いることができる。」と変更すべきである。 ・ また、本提案における「結論の背景」への追加規定案（本提案の第 3 項の BCX1.～BCX3.と第 5 項の BCX1.～BCX2.）も撤回すべきである。これらの追加規定案を削除しないと ISSB 基準よりも厳格な運用になることに留意が必要である。 ・ なお、公開草案（適用基準案）第 71 項を、万一、復活できない場合は、本提案の第 70 項の第 2 センテンス（「ただし、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。」）を削除し、IFRS S1 号と同等の取扱いにすべきである。 <p>（理由）</p> <p>① 本提案は、指標の報告のための算定期間について、公開草案の内容を全く逆方向に変</p> | <p>2024 年 11 月公開草案の提案に反対し、次を提案する趣旨のコメントである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2024 年 11 月公開草案の気候基準案第 53 項及び第 54 項、並びに適用基準案第 70 項及び第 71 項を取り下げ、2024 年 3 月公開草案の提案に戻したうえで、気候基準案第 53 項については、「直近のものをを用いなければならない。」という定めを「直近のものをを用いることができる。」と変更すべきである。 (2) 2024 年 11 月公開草案において示した気候基準案 BCX1 項から BCX3 項及び適用基準案 BCX1 項から BCX2 項の提案を取り下げるべきである。 (3) 2024 年 3 月公開草案の適用基準案第 71 項に戻すことができない場合、適用基準案第 70 項「ただし、 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|---|
| | <p>更するものであり、これは財務諸表作成者（以下「作成者」という）にとって大変な驚き（サプライズ）である。その結果、作成者の負担を大幅に増加させることになる。有価証券報告書の開示期限（3月決算会社は6月末）までに前年度のGHG排出量を取りまとめるのは実務上はかなり困難であるので、公開草案のように温対法に基づく直近のGHG排出量の開示を可能とすべきであり、本提案のように作成者の対応が困難な修正案を導入すべきではない。なお、公開草案（気候基準案）第53項は、強制規定ではなく、容認規定であることを明確にすることが適当である。報告期間の差異については、実績が確定した時点で、企業の統合報告書やウェブサイト等で開示することも可能である。</p> <p>② 本提案は、指標の報告のための算定期間について、IFRS S2号の規定を超えた厳格な内容になるという致命的な問題があり、その結果、作成者に過大な負担をかけることになる。IFRS S2号は第29項(a)(ii)で「法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に、GHGプロトコル以外の当該方法を用いることを容認している。また、IFRS S2号B19項で、一定条件を満たせば「企業は、企業自身の報告期間と異なる報告期間の情報を使用し、企業自身のGHG排出を測定することが容認される」としている。</p> <p>③ 本提案では、公開草案（気候基準案）第66項（異なる算定期間の情報の使用）の内容は変更されていない。同項の「第46項(1)のGHG排出に関する開示を行うためのGHG排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で、一定の要件を満たすときは、当該情報を使用することができる」という規定は特定の状況においては異なる報告期間の情報を使用することを示唆していると考えられるが、本提案はこの趣旨と矛盾している。この規定は、IFRS S2号第B19項と同様の内容である。</p> | <p>当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。」を削除し、IFRS S1号と同等の取扱いにすべきである。</p> <p>上記(1)のコメントについては、温対法に基づき報告した直近の報告値の使用を認めた場合、期間の不一致を認めることとなるため、SSBJ基準に準拠している開示はISSB基準に準拠していないとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性があると考えられ、結果としてSSBJ基準を適用することの便益が減少する可能性があると考えられた。</p> <p>また、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定することを認めている中で、期間の不一致を認めた場合、開示のパターンが複雑化し、理解が困難となる可能性が考えられる。具体的には、スコープ1からスコープ3の中で測定方法及び指標の算定期間が異なる可能性や、親会社と子会社の測定方法及び指標の算定期間が異なる可能性があり、報告企業の中で開示が複雑になることや、当該企業</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|--|
| | <p>④ 本提案の第3項のBCX1.~BCX3.と第5項のBCX1.~BCX2.に示されている公開草案の「結論の背景」への追加規定案は、公開草案（気候基準案）第51項ただし書き（「ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。」）の内容について、ISSB基準（IFRS S2号）よりも厳格な運用にするための規定であり、このようなIFRS S2号にない規定を追加すべきではない。また、このような規定に相当する内容を結論の背景で定めることは適当ではない。</p> <p>⑤ 公開草案の規定のままでも、公開草案（気候基準案）第54項(3)で、GHG排出量の算定期間とサステナビリティ開示の報告期間の差異が1年を超える場合は、企業のGHG排出に関する重大な事象が生じたか又は状況の重大な変化があった場合、その内容及び影響を開示することが求められており、投資家の意思決定において有用な情報は確保できる。</p> <p>⑥ 近い将来に、有価証券報告書のサステナビリティ開示についての保証制度が導入されることも考慮する必要がある。そのために作成者や保証業務実施者が対応する工数を確保する必要がある。この点も考慮すると、指標の算定期間をサステナビリティ開示の報告期間に合わせることを求める本提案は、作成者や保証業務実施者に過度の負担をかけることになる。</p> <p>⑦ 本提案の「結論の背景」(BC7.~BC12.)で、利用者や保証業務実施者から、指標の算定期間に関する公開草案の取扱いに強い懸念が示されたことが、公開草案に取扱いを大きく変更した理由とされているが、具体的なコメントの賛否の傾向についての分析が十分に示されておらず、これが多数派の強い懸念と言えるかどうか疑問がある。当会のコメント分析（「別紙」を参照）では、公開草案の取扱いに賛成する意見と反対する意見はほぼ同数であり、作成者（日本経済連合会、関西経済連合会を含む）からは公開草案の取扱いを支持する意見が多数寄せられている。一方、海外の</p> | <p>の期間比較が困難となる可能性が考えられた。このため、温対法に基づき報告した直近の報告値による開示を求める気候基準案第53項を削除することとした。</p> <p>上記(2)のコメントについては、当委員会は、寄せられた他のコメント、アウトリーチ等を踏まえ、ISSB基準との整合性の観点から、ISSB基準に記載されていない、2024年11月公開草案における「合理的な方法により期間調整を行う」という提案について取り下げることにした。</p> <p>上記(3)のコメントについては、2024年11月公開草案における適用基準案第70項は、ISSB基準に記載がないという点は指摘されているとおりであるものの、ISSB基準よりも厳しい定めとすることは意図しておらず、SSBJ基準における他の定めと同様、適用関係を明確にすることを意図している。現時点で「別段の定め」はないものの、他の定めとのバランスから、適用基準案第70項については、2024年11月公開草案を変更しないこととした。</p> <p>また、左記のコメントには、我が国における制度設計（保証を含む。）及び他の省</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|--|
| | <p>利用者からは反対意見が多いが、それらの意見は主に総論における概括的な反対であり、公開草案の取扱いを覆すほどの明確な論拠が示されているわけではない。このように公開草案のコメントにおいて、意見が分かれている状況で、公開草案の内容を大幅に変更することには、作成者としては納得できない。</p> <p>⑧ 本提案では、公開草案における「結論の背景」の部分についての修正案が一部しか示されていない。公開草案の「結論の背景」において、指標の報告のために算定期間に関する開示について、説得的な論拠が示されていたが、その取扱いを大幅に変更できる論拠が示すことができるかについて、かなりの疑問がある。</p> <p>⑨ 本提案に添付されている参考資料「期間調整を行う場合の合理的な方法の例」は、スコープ 2 に関する電力量に基づく指標の報告のための期間調整の事例を示し、これをもとに SSBJ では期間調整にそれほど手間がかからないという議論をしている。しかし、3 月決算会社の場合は直近の 1 年間の指標のデータを集計する必要があり、12 月決算会社の場合は直近の 9 カ月のデータを集計する必要がある。これは単純な期間調整ではないので、かなりの労力とコストがかかる。また、本提案を適用した場合、温対法のデータを使う企業は、スコープ 1 及びスコープ 3 についても、期間調整が必要になるが、このためには、サステナビリティ開示と同じ報告期間のデータを期末から 3 カ月以内に別途集計しなければならない。これは大変な労力とコストを必要とするだけでなく、実務対応が困難になることが想定される。これらの点を考慮すれば、本提案は実務対応の実現可能性（フィージビリティ）に疑問がある。</p> <p>⑩ 本提案の適用基準案第 70 項は、第 2 センテンスを修正して「ただし、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。」となっている。この規定は IFRS S1 号にはない規定であるが、この規定を入れることによって、ISSB 基準よりも厳格な取扱いになるという問題がある。ISSB 基準では、サステナビリティ開示の報告期間と指標の算定期間の乖離が容</p> | <p>庁との連携に対するコメントも含まれているが、当委員会が法令等を改正するものではないため、金融庁等の当局に伝える。</p> <p>なお、左記のコメントのうち、2024 年 11 月公開草案を公表した経緯に関するコメントについては、2024 年 3 月公開草案及び 2024 年 11 月公開草案の「コメントの募集及び本公開草案の概要」のとおり、当委員会は、コメントの数ではなく、コメントの理由を中心に、当委員会における開発方針やこれまでの審議の状況等を踏まえながら、再審議することとしており、再審議の結果として、2024 年 3 月公開草案の提案を修正する必要があると考えられたことから 2024 年 11 月公開草案を公表することとした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|----------|-------|------------|-------|-------|----------|------|----------|----|------------|----|------------|----|---|------------|----|---|--------|----|--|----|---|--|---|--|----|----|----|------------|---|--|---|---|--|---|--|---|---|---|---------------|---|---|---|---|---|----|--|----|---|----|--------|---|---|---|---|---|----|--|----|----|----|----------------|---|--|---|---|--|---|---|---|---|---|---------|---|--|---|---|--|---|--|---|---|---|--------------|--|--|---|---|---|---|--|---|----|----|-----------------|---|--|---|---|--|---|---|---|---|----|----|----|---|----|----|---|----|---|----|----|----|--|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|--|--|--|
| | <p>認められるのかは明らかではないが、本提案の第70項の修正案では、サステナビリティ開示基準において別段の定めがあるもの以外は、この乖離が容認されないことになってしまう。</p> <p>別紙</p> <p>公開草案の質問4（温対法に基づく温室効果ガスの排出量の報告）へのコメント分析 (件数)</p> <table border="1" data-bbox="454 555 1487 1098"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">賛成</th> <th colspan="3">反対</th> <th rowspan="2">賛否 両論</th> <th rowspan="2">小計</th> <th rowspan="2">コメン トなし</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>質問4 の回答</th> <th>総論</th> <th>計</th> <th>質問4 の回答</th> <th>総論</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(A)作成者</td> <td>11</td> <td></td> <td>11</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>13</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>(B)利用者（国内）</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(C)利用者（海外・外資）</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>11</td> <td></td> <td>14</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>利用者 小計</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>12</td> <td></td> <td>17</td> <td>11</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>(D)監査人・保証業務実施者</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>(E)金融機関</td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>(F)サステナ関連団体等</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(G)その他（コンサル会社等）</td> <td>3</td> <td></td> <td>3</td> <td>2</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>3</td> <td>51</td> <td>41</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43.1%</td> <td>3.9%</td> <td>47.1%</td> <td>29.4%</td> <td>17.6%</td> <td>47.1%</td> <td>5.9%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>SSBJの再公開草案では、公開草案の質問4（温対法に基づく温室効果ガスの排出量の報告）について、「利用者・保証業務実施者から強い反対がある」という分析を行ったうえで、温対法の取扱いを抜本的に変更する案を提案している。しかし、本会の質問4についてのコメント分析では、下記の通り、賛成と反対が同じ程度であり、質問4について、強い反対があると結論づけるのは無理があると考えられる。</p> | 区分 | 賛成 | | | 反対 | | | 賛否 両論 | 小計 | コメン トなし | 合計 | 質問4 の回答 | 総論 | 計 | 質問4 の回答 | 総論 | 計 | (A)作成者 | 11 | | 11 | 2 | | 2 | | 13 | 11 | 24 | (B)利用者（国内） | 2 | | 2 | 1 | | 1 | | 3 | 3 | 6 | (C)利用者（海外・外資） | 1 | 2 | 3 | 3 | 8 | 11 | | 14 | 8 | 22 | 利用者 小計 | 3 | 2 | 5 | 4 | 8 | 12 | | 17 | 11 | 28 | (D)監査人・保証業務実施者 | 1 | | 1 | 4 | | 4 | 1 | 6 | 2 | 8 | (E)金融機関 | 4 | | 4 | 1 | | 1 | | 5 | 1 | 6 | (F)サステナ関連団体等 | | | 0 | 2 | 1 | 3 | | 3 | 10 | 13 | (G)その他（コンサル会社等） | 3 | | 3 | 2 | | 2 | 2 | 7 | 6 | 13 | 合計 | 22 | 2 | 24 | 15 | 9 | 24 | 3 | 51 | 41 | 92 | | 43.1% | 3.9% | 47.1% | 29.4% | 17.6% | 47.1% | 5.9% | 100% | | | |
| 区分 | 賛成 | | | 反対 | | | 賛否 両論 | 小計 | | | | | コメン トなし | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 質問4 の回答 | 総論 | 計 | 質問4 の回答 | 総論 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (A)作成者 | 11 | | 11 | 2 | | 2 | | 13 | 11 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (B)利用者（国内） | 2 | | 2 | 1 | | 1 | | 3 | 3 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (C)利用者（海外・外資） | 1 | 2 | 3 | 3 | 8 | 11 | | 14 | 8 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者 小計 | 3 | 2 | 5 | 4 | 8 | 12 | | 17 | 11 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (D)監査人・保証業務実施者 | 1 | | 1 | 4 | | 4 | 1 | 6 | 2 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (E)金融機関 | 4 | | 4 | 1 | | 1 | | 5 | 1 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (F)サステナ関連団体等 | | | 0 | 2 | 1 | 3 | | 3 | 10 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (G)その他（コンサル会社等） | 3 | | 3 | 2 | | 2 | 2 | 7 | 6 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 22 | 2 | 24 | 15 | 9 | 24 | 3 | 51 | 41 | 92 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 43.1% | 3.9% | 47.1% | 29.4% | 17.6% | 47.1% | 5.9% | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|----------|
| | <p>＜当会の公開草案の質問4のコメント分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体では、総論へのコメントを含めた場合、賛成が24件（47.1%）と反対が24件（47.1%）と同数であるが、（当初）公開草案の質問4への回答に限定すると、賛成が22件（43.1%）、反対が15件（29.4%）と賛成の方が多い。 作成者では、賛成が11件、反対2件で、大多数が賛成である。 利用者では、総論へのコメントを含めた場合、賛成が5件、反対が12件で、反対が多数である。このうち、国内の利用者では、賛成が2件、反対が1件（注）であるのに対し、海外・外資の利用者では、賛成が3件、反対が11件と大多数が反対である。ただし、海外・外資の利用者の反対意見のうち、8件は総論でのコメントで、公開草案の質問4に具体的に回答したわけではない点に留意が必要である。質問4に回答した利用者（国内+海外・外資）に限定すると、賛成は3件、反対は4件であり、賛否が分かれている。 監査人・保証業務実施者では、賛成が1件、反対が4件と大多数が反対である。 金融機関では、賛成が4件、反対が1件と大多数が賛成である。 <p>＜日本証券アナリスト協会の公開草案に対するアンケート集計（対象は20名）＞</p> <p>（質問4）案1～案3についての支持の明細：</p> <p>案1（公開草案の提案） — 7名（35.0%）</p> <p>案2（算定期間の差異に上限（例えば1年）を設ける） — 3名（15.0%）</p> <p>案3（再公開草案の本提案と同じ内容） — 8名（40.0%）</p> <p>その他 — 2名（10.0%）</p> <p>（参考資料）</p> <p><u>質問4へのコメント分析：賛否の明細</u></p> <p>(A) <u>作成者</u></p> <p>賛成（質問4）：11件（オリンパス、日本郵船、不動産協会、上新電機、関西経済連合会、</p> | |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>日本鉄鋼連盟、日本船主協会、電気事業連合会、日本経済団体連合会、石油連盟、三菱地所)</p> <p>反対 (質問 4) : 2 件 (味の素、大成建設)</p> <p>(B) <u>利用者 (国内)</u></p> <p>賛成 (質問 4) : 2 件 (三井住友トラスト・アセットマネジメント、アセットマネジメント One)</p> <p>反対 (質問 4) : 1 件 (日本証券アナリスト協会)</p> <p>(C) <u>利用者 (海外・外資)</u></p> <p>賛成 (質問 4) : 1 件 (PRI)</p> <p>賛成 (総論) : 2 件 (SeaTown Holdings International、Goldman Sachs Asset Management)</p> <p>反対 (質問 4) : 3 件 (インベスコ・アセット・マネジメント、フィデリティ投信、LGIM)</p> <p>反対 (総論) : 8 件 (Impax Asset Management Hong Kong、ICGN、Boston Trust Walden Company、Bloomberg、CPP Investment、UPP、NBIM、Matthews Asia)</p> <p>(D) <u>監査人・保証業務利用者</u></p> <p>賛成 (質問 4) : 1 件 (EY 新日本)</p> <p>反対 (質問 4) : 4 件 (PwC Japan、あずさ、日本公認会計士協会、トーマツ)</p> <p>賛否両論 : 1 件 (サステナビリティ会計事務所)</p> <p>(E) <u>金融機関</u></p> <p>賛成 (質問 4) : 4 件 (日本損害保険協会、日本証券業協会、三井 E&S、生命保険協会)</p> <p>反対 (質問 4) : 1 件 (全国銀行協会)</p> <p>(F) <u>サステナ関連団体等</u></p> <p>反対 (質問 4) : 2 件 (CAJ、ESG 情報開示研究会)</p> | |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|--|---|
| | <p>反対（総論）：1件（CDP Worldwide）</p> <p><u>(G) その他（コンサル会社等）</u></p> <p>賛成（質問4）：3件（かえで会計アドバイザー、AIST Solutions、日本能率協会）</p> <p>反対（質問4）：2件（Persefoni AI Inc.、ESG コンサルティング）</p> <p>賛否両論：2件（プロネクサス IR コンサルティング部、プロネクサス ディスクロージャー基本問題研究会）</p> | |
| 同 上 | <p>本再提案においては、サステナビリティ情報と財務諸表のつながりの観点から、合理的な方法により期間調整を行い、指標の算定期間を報告期間に合わせることになるが、GHG 排出量算定において、諸元を含めたデータの期ずれが完全に解消されるわけではなく、作成者の実務負担及びコストの増加に見合うだけの情報の有用性が確保されるものではないと考える。</p> <p>2024年3月公開草案においても、報告期間の差異が1年を超える場合、乖離した期間におけるGHG排出に関する重大事象、変化についての内容、影響の開示を求めており、財務諸表とのつながりは担保されていると考えられるため、妥当性の観点から2024年3月公開草案における提案を採用いただくことを希望する。</p> <p>以下に本再提案に係る実務における問題点、課題を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量算定の実務において、正確に算定を行うため、算定統括部門と各事業所等の間で燃料消費量、電力使用量、その他活動量等、多岐にわたるデータのやりとり、確認が発生しており、現状のSHK制度の7月末提出のスケジュールにおいても負担が大きい状況である。 算定スケジュールの前倒しは、さらに実務負担、コストの増加につながり、また、合理的に期間調整を行う方法として、6月末にSHK提出を待たずに暫定値で公表することも考えられるが、その後SHK提出までにデータの修正が発生する可能性もあり、かえってデータの正確性、一貫性が損なわれ、有用性が低い情報となる可能性があ | <p>合理的な方法により期間調整を行ったとしてもデータの期ずれが完全に解消されるわけではなく、作成者の実務負担及びコストの増加に見合うだけの情報の有用性が確保されるものではないため、2024年11月公開草案の提案に反対し、2024年3月公開草案の提案を採用することを要望するコメントである。</p> <p>上記のコメントについては、最長15か月、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間との間に差異が生じることについて、特に利用者及び保証業務実施者から強い懸念が寄せられていたことから、2024年3月公開草案の提案を修正する必要があると考えられた。</p> <p>なお、左記のコメントには、我が国にお</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|--|
| | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、GX リーグ参加企業においては、GX-ETS 実績に係る保証対応、第2フェーズ以降は排出枠割当申請の保証対応が本件に係る保証対応と重なることが考えられ、保証機関を確保できない可能性や保証受審に想定以上に時間を要する可能性がある。 <p>また、現状において他制度や手続き面で以下の課題があるため、関係省庁への働きかけをお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> SHK 制度において、実際に行政報告される数値は諸元データを EEGS に入力してみないと分からないため正確性を保証できないことに加え、EEGS は7月に入ってもシステム更新がなされることがある。さらに、EEGS 報告後に行政の受理メールが来るまでに1か月程度要することもある。 需要家が再エネのメニュー別係数を使用してスコープ2を算定する場合、国からの係数の公表が7月の現状においては、算定期間を合致させることはできないと考えられる。 なお、需要家が残差メニューの係数でスコープ2を算定する場合は、報告対象年度に対して前年の係数を使用し算定している状況である。このことから算定期間を合致させることの有用性に疑問。 | <p>ける制度設計（保証を含む。）及び他の省庁との連携に対するコメントも含まれているが、当委員会が法令等を改正するものではないため、金融庁等の当局に伝える。</p> |
| 同 上 | <p>サステナビリティ開示の報告期間と GHG 排出量の算定期間を一致させるとする再提案に反対する。</p> <p>サステナビリティ情報の最も重要な目的は、地球温暖化を防ぎ、持続可能な社会を実現するために GHG（温室効果ガス）排出量を削減することであり、GHG 排出量の算定と報告はその実効性を最大限に発揮する方法で行われるべきと考える。一方、財務情報とのコネクティビティを保つことが GHG（温室効果ガス）排出量を削減するための最終目的ではない。以下その理由を記載する。</p> | <p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を一致させるとする 2024 年 11 月公開草案の提案に反対するコメントである。</p> <p>期間の不一致を認めることとした場合、SSBJ 基準に準拠している開示は ISSB 基準に準拠していないとの印象を国内外の</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|--|
| | <p>1. 極めて重いスケジュール負担</p> <p>現在、GHG 排出量のデータは温対法に基づいて7月末にとりまとめられ、報告されています。このデータを財務情報の年度に合わせるためには、少なくとも作業を1~2か月前倒しする必要があります。これにより、企業のデータ集計プロセスやデータ提供機関に大きな圧力がかかり、スケジュールが極めて厳しいことに加え、労力の増加により以下のような影響を危惧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> データのチェック・集計の工程が短縮されるため、集計品質が低下し、誤報告のリスクが増える。 多くの企業は必要な人員とリソースが不足しており、この新たな負担をこなすために相当な企業努力が必要となる。 <p>2. 第三者検証の負担増加</p> <p>将来的に GHG 排出量データに第三者検証を受けることが義務化された場合、このスケジュールはさらに厳しくなると予見する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者検証を早めるためには、データの集計と監査をさらに前倒しする必要があり、これが企業のリソースに追加的かつ大きな負担を強いる。 特に現場担当者に対する負荷が重く、日常業務に支障をきたす可能性が非常に高い。 <p>※Scope1,2の集計データには電力等使用料データの受領(5月頃)後の算定、Scope3の集計データには設備投資額等の財務データ確定(5月頃)後の算定が必要となり、6月末の財務諸表開示に間に合わせることは非常に困難である。また、算定後の第三者保証取得に際しては、Scope1,2,3の限定的保証のみでも現状1.5か月程度を要している。</p> <p>3. 企業の利益への影響</p> <p>企業は利益を追求する存在であり、そのためにできるだけ効率的な運営を目指している。データ集計や報告に多大なリソースを割かなければならない場合、企業の利益を生む</p> | <p>関係者にもたれる可能性があると考えられ、結果としてSSBJ基準を適用することの便益が減少する可能性があると考えられた。</p> <p>また、「GHG プロトコル(2004年)」とは異なる方法により測定することを認めている中で、期間の不一致を認めた場合、開示のパターンが複雑化し、理解が困難となる可能性が考えられる。具体的には、スコープ1からスコープ3の中で測定方法及び指標の算定期間が異なる可能性や、親会社と子会社の測定方法及び指標の算定期間が異なる可能性があり、報告企業の中で開示が複雑になることや、当該企業の期間比較が困難となる可能性が考えられた。このため、温対法に基づき報告した直近の報告値による開示を求める気候基準案第53項を削除することとした。</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>部門からリソースを割り当てることとなり、結果的に企業の利益を減少させかねない。</p> <p>4. GHG 削減活動の妨げ</p> <p>多くの企業は、GHG 削減活動やその推進・旗振りを行っている担当部門とデータ集計・報告を担当する担当部門が同一であり、その場合に集計・報告に多くの時間を費やすことは、実際の GHG 削減活動に投入できる時間を減少させることにつながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティの根本的な目的である GHG 排出量の削減が滞り、地球温暖化防止への影響が縮小される。 ・ サステナビリティの取り組みが表面的なものにとどまり、本質的な改善が進まない可能性がある。 <p>結論</p> <p>財務情報とのコネクティビティを保つことを優先するために、サステナビリティ情報開示の報告期間と GHG 排出量の算定期間を一致させることは、企業に多大な負担を強いることになり、結果的に企業の利益やサステナビリティ活動そのものに悪影響を与えかねない。このため、2024年3月29日公表の公開草案の内容を維持すること希望し再提案の内容に反対するが、再提案の内容に対応できる企業は対応すれば良いと考えており、2024年3月29日公表の公開草案の内容と再提案の内容が選択適用（例：重要な会計方針のように明示し運用）できる基準となることを希望する。</p> | |
| 同 上 | <p>サステナビリティ開示の報告期間と GHG 排出量の算定期間を一致せるとする再提案に反対する立場から意見を述べます。</p> <p>サステナビリティ情報の最も重要な目的は地球温暖化を防ぎ、持続可能な社会を実現するために GHG 排出量を削減することです。そのために、GHG 排出量の算定と報告はその実効性を最大限に発揮する方法で行われるべきです。一方、財務情報とのコネクティビティを保つことも大切なことであると理解はいたしますが、それ自体が最終目的ではないはずです。サステナビリティ情報開示の報告期間と GHG 排出量の算定期間を一致さ</p> | 同 上 |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|----------|
| | <p>せる作業を行うとすれば 4 つの大きなデメリットが想定されることから、以下に説明いたします。</p> <p>1. 極めて重いスケジュール負担</p> <p>現在、GHG 排出量のデータは温対法に基づいて 7 月末にとりまとめられ、報告されています。このデータを財務情報の年度に合わせるためには、少なくとも作業を 1~2 か月前倒しする必要があります。これにより、企業のデータ集計プロセスやデータ提供部門に大きな圧力がかかり、スケジュールは極めて厳しくなります。この労力の増加は、以下のような影響をもたらします。</p> <ul style="list-style-type: none"> データのチェック・集計の工程が短縮されるため、集計品質が低下し、誤報告が増えるリスクが高まる。 多くの企業は必要な人員とリソースが不足しており、この新たな負担をこなすために相当な企業努力が必要となる。 <p>2. 第三者検証の負担増加</p> <p>将来的に GHG 排出量データに第三者検証を受けることが義務化されると、このスケジュールはさらに厳しくなります。これには以下のような問題点があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者検証を早めるためには、データの集計と監査をさらに前倒しする必要があります、これが企業のリソースに追加的負担を強いる。 特に現場担当者に対する負担が大きくなり、日常業務に支障をきたす可能性が高まる。 <p>3. 企業の利益への影響</p> <p>企業は利益を追求する存在であり、そのためにできるだけ効率的な運営を目指しています。データ集計や報告に多大なリソースを割かなければならないとすれば、企業のリソースは限られていることから、利益を生む部門からリソースを割り当てることになり、結果的に企業の利益を減少させることになりかねません。多くの投資家は企業の持続可能</p> | |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|------------------------|---|---|
| | <p>な成長を期待しているはずで、過度な負担が企業の利益を減らすことになるとしたら、それでも投資家は期間の一致を希望するのでしょうか。</p> <p>4. GHG 削減活動の妨げ</p> <p>多くの会社では、GHG 削減活動やその推進・旗振りを行っている担当部門とデータ集計・報告を担当する担当部門が同一です。その場合に集計・報告に多くの時間を費やすことは、実際の GHG 削減活動に投入できる時間を減少させることになります。これにより、以下のような問題が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティの根本的な目的である GHG 排出量の削減が滞り、地球温暖化防止への影響が縮小される。 ・ サステナビリティの取り組みが表面的なものにとどまり、本質的な改善が進まない可能性が高まる。 <p>結論</p> <p>財務情報とのコネクティビティを保つことを優先するために、サステナビリティ情報開示の報告期間と GHG 排出量の算定期間を一致させることは、企業に多大な負担を強いることになり、結果的に企業の利益やサステナビリティ活動そのものに悪影響を与えかねません。このような施策は、本来の目的である地球温暖化防止と企業の持続的な成長を実現するためには逆効果です。実効性の高いサステナビリティ施策と合理的なデータ集計・報告体制をメリハリとバランス良く進められることを強く要望します。</p> | |
| その他のコメント | | |
| 7) ガイダンスの提供等を検討すべきである。 | Although beyond the scope of this consultation, the PRI encourages the SSBJ to also consider providing clarity and guidance on other unintended discrepancies that reliance on other legislations and regulatory rules such as the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures can have on a reporting entity's ability to uphold conceptual foundations from the "Application of the Sustainability Disclosure Standards" standard to ensure boundaries a reporting entity align with that of financial statements. Given there is a potentially significant difference between consolidated | 温対法等の他の法令に依拠する場合でも、企業が適用基準における概念的基礎に基づき、組織境界が財務諸表と整合したものとなるよう、SSBJ 基準 (GHG プロトコル) と温対法の差異の明確化及びガイドン |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------------------------------------|---|---|
| | <p>financial statements and individual entity based GHG reporting requirements similarly to reporting period, the SSBJ may consider clarification and guidance to ensure entities are informed of the need and potential ways of bridging the difference.</p> | <p>スの提供を検討するよう提案するとの趣旨のコメントである。</p> <p>「GHG プロトコル（2004年）」と温対法の比較については、環境省から資料が公表されている。今後、当委員会以外の団体等が公表する開示作成のための参考情報についても、当委員会のホームページにおいてリンク先等の情報を提供することを検討する予定である。</p> |
| <p>8) 英語による委員会資料を提供すべきである。</p> | <p>We would like to highlight we only have access to the English translation provided by SSBJ Secretariat and would encourage all the material to be available in English as well going forward.</p> | <p>すべての資料を英語で利用可能とすることを提案するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れているため、すべての資料を英訳する必要性に乏しいと考えられるものの、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧については、日本語と英語の両方で提供する予定である。</p> |
| <p>9) 地球温暖化係数の取扱いについて再検討すべきである。</p> | <p>本提案が採用される場合、地球温暖化係数の再計算が本当に不要であるかを再検討することが不可欠である。</p> <p>2024年9月、ISSB 移行支援グループは、各国規制当局が異なる地球温暖化係数を使用する場合には、IPCC の最新基準に基づくべきとの立場を明確に示した。一方で、第42回 SSBJ では、温対法に基づく容認法が「企業への過度な負担回避」を目的としていることから、最新の地球温暖化係数への再計算は不要とする方針が確認された。しかし、その直後に GHG 排出データの算定期間を報告期間に調整する提案が行われた。この調整によっ</p> | <p>温対法に基づいて温室効果ガス排出量を報告する場合、最新の地球温暖化係数を用いて排出係数を再計算することは不要とした当委員会の再審議の内容について、再検討することが不可欠であるとのコメントである。</p> <p>地球温暖化係数については、活動量に対</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|----------------------------------|---|---|
| | <p>て、規制当局に提出するデータに修正が必要となるため、結果として再計算不要という従来の方針と矛盾するリスクが生じている。したがって、ISSB 基準との整合性および SSBJ 基準に基づく開示の透明性を確保するためには、地球温暖化係数の再計算の是非を改めて検討する必要がある。</p> | <p>応する排出係数が、既に、構成する温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換したものかどうかにより、最新の地球温暖化係数を用いて排出係数を再計算することが必要かどうかを企業が判断することが考えられる。</p> <p>なお、ISSB では、地球温暖化係数の取扱いを含む IFRS S2 号の改訂について、2025 年 1 月の ISSB ボード会議において議論が行われた。仮に本基準公表後に IFRS S2 号が改訂される場合、適用基準に含めた「本基準公表後の対応」に従い、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。</p> |
| <p>10) 重要性について、定めを明確にすべきである。</p> | <p>1. 重要性について</p> <p>以下、本再提案の結論の背景 BC12 項（特に「情報に重要性があるとはいえない限りにおいて、期間調整を行う必要はないと考えられる」と同趣旨の記載は改正後基準の結論の背景にも記載されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>この記載は実務に際し非常に有用であると考えますし、規範性のない「【参考資料】 期間調整を行う場合の合理的な方法の例（案）」末尾に、「SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことに留意する。」と敢えて記載していることとのバランスの点からも、改正後基準に記載すべきと考えますので。</p> <p>BC12. なお、適用基準案第 26 項は、「適正に表示されるサステナビリティ関連財務開示は、関連性を有していなければならない。」としており、適用基準案第 27 項は、「重要性は、関連性の企業固有の一側面であり、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈</p> | <p>2024 年 11 月公開草案の BC12 項における「情報に重要性があるとはいえない限りにおいて、期間調整を行う必要はないと考えられる」との文言を確定基準においても記載すべきとのコメントである。</p> <p>重要性の判断は、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり行使することが求められる包括的な要求事項であるため、SSBJ 基準における個々の要求事項のすべてに定めを置いていない。</p> <p>2024 年 11 月公開草案の BC12 項は、2024</p> |

| 論点の項目 | コメントの概要 | コメントへの対応 |
|-------|---|--|
| | <p>において、その情報が関連する項目の性質若しくは規模（又はその両方）に基づくものである。」としている。また、適用基準案第4項(6)は、「『重要性がある』とは、サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう。」としている。これらの重要性に関連する定めは、本公開草案において提案している内容にも適用されると考えられ、情報に重要性があるとはいえない限りにおいて、期間調整を行う必要はないと考えられる。</p> | <p>年11月公開草案が一部の要求事項に限定した再提案であったことから、コメント提出者の理解に資することを目的として含めた記載である。</p> <p>確定基準においては、2024年3月公開草案と同様に、適用基準、一般基準及び気候基準に重要性に関する包括的な定めを置くこととした。このため、他の要求事項とのバランスから、2024年11月公開草案のBC12項に相当する事項については記載しないこととした。</p> <p>なお、本論点について当委員会事務局が独自に作成する解説記事を公表する場合、当該解説記事はSSBJ基準を構成しない文書であるため、重要性に関する記載を含めることが考えられる。</p> |

以上